

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会

二 代表者の氏名

柴田 忠雄

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県熊谷市小江川四百二十九番地

四 更新後の認定の有効期間

令和四年十月十三日から令和九年十月十二日まで